

令和 2 年 2 月 1 日

## 周南近鉄タクシー株式会社行動計画

前回の短時間勤務への勤務変更を踏まえ、高齢者の社員が多い現状で孫の面倒をみる社員が多い事と、小学校以下の子供を持つ短時間労働者がいない状況を踏まえ、現状で働きやすい雇用環境の整備を行うことによって、全ての社員がその能力を発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

目標 1：三歳以上の子供又は孫を持つ社員が、希望する場合に短時間勤務へ勤務変更をできるようにする。

<対策>

令和 2 年 4 月 前回の行動計画の対策の状況を各所属長が把握する。  
令和 2 年 5 月～ 三歳以上の孫をもつ社員及び嘱託社員も勤務変更又は短時間労働へ 勤務変更ができることを周知する。  
週 30 時間以上であれば短時間正社員として扱う。  
運行管理者が点呼時に乗務員へ周知する。  
乗務員研修（年 2 回） 全体研修（年 1 回）で周知

目標 2：働き方を見直し、年次有給休暇の取得率向上と育児休暇及び介護休暇を併用し、取得し易い労働環境を整備するよう検討する

<対策>

令和 2 年 4 月 年次有給休暇の 5 日以上の取得状況を把握する。  
令和 2 年 4 月～ 自分の労働時間の管理により勤務日数の短縮を可能にして、有給休暇の利用と併せ連続で休暇が取得できる事を周知し取得率の向上を図る。  
乗務員研修（年 2 回） 全体研修（年 1 回）で周知徹底を図る。  
短時間労働者で付与 10 日以下の有給休暇の者も取得し易いよう勤務時間及び出勤日の変更を可能にする。